

令和8年1月13日

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校長

令和8年度東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校昼食用弁当販売に係る
事業者の公募について

平素より、職業能力開発行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

当校では、生徒・職員の昼食に係る利便性向上を図るため、昼食用弁当販売事業者の公募を行います。

販売を希望される方は提出期限までに必要書類をご提出いただきますよう、お願ひいたします。

記

1 販売内容

(1) 概要

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校（以下「校」という。）の生徒・職員の昼食に係る利便性向上を図るため、昼食用弁当販売事業者の公募を行う。

(2) 販売期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

原則として、祝日を除く月曜日から金曜日

春季休業（4月初めと3月末・計約10日間）、夏季休業（8月・約2週間）、冬季休業（年末年始・約10日間）、入校選考日、その他月1、2回程度の午後休校日は除く。ただし、休校日においても職員向けの販売はできる限り行うものとし、具体的には校と協議すること。

※月末に翌月の休校日を連絡する。

(3) 販売場所及び販売時間

①販売場所 東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校（東京都北区西が丘3-13-16）
令和8年2月に移転予定の仮庁舎内の指定する場所

②販売時間、原則として、12時15分から13時15分の昼休み時間とする。

(4) 支払方法

原則として、弁当購入者本人が弁当と引き換えに現金を支払う。（校では現金の取りまとめを行わない。）ただし、専ら職員向けに販売する日については校で現金の取りまとめを行う。

(5) 販売対象者数

○生徒数（定員170名）

1年コース：110名（4月入校）

6か月コース：各60名（4月・10月入校）

○職員数 20名程度

※弁当の購入は希望する生徒・職員のみ（例年実績1日10食程度）

(6) 弁当の調理

弁当は販売当日に調製すること。

(7) 弁当の配達

上記指定場所、指定時間までに（安全衛生管理のためできるだけ専用の保冷庫等で）配達すること

(8) 容器等の回収

食後の容器（使い捨てのものを含む）及び割箸や残菜等のごみは、上記指定の場所から当日中に回収すること。

2 応募条件

- (1) 必要な許可を受け、引き続き3年以上、東京都又は近隣県で弁当販売を行った実績を有し、現在も誠実に業務を行っていること。
- (2) 東京都又は近隣県に本社または調理施設を有し、安全・衛生管理の行き届いた調理施設で調理することができ、かつ、概ね30分以内に校に弁当の配送ができること。
- (3) 調理従事者として調理師を配置し、食品衛生責任者による定期的な安全・衛生管理の研修、調理従事者等の健康診断（年1回以上）の実施、調理施設の安全・衛生等の徹底がなされていること。
- (4) 過去3年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。（ただし、事故後の対応が適切になされている場合を除く。）
- (5) 販売期間を通じて弁当販売を行えること。

3 提出書類

- (1) 申込書（赤羽校弁当販売）（別添②参照）
- (2) 価格・販売方法等記入書（別添③参照）
- (3) 会社案内（事業案内）※なければ提出不要
- (4) 献立表
- (5) 食品衛生法上の営業許可書の写し※本事業に必要な許可書の写し

4 提出方法・期限

郵送又は持参

令和8年1月26日（月曜日）17時まで必着

5 採用事業者決定

応募者の採否は令和8年2月初旬に連絡予定

採用事業者は、府内での販売許可の手続きが必要となるため別途ご案内予定（食品衛生監視票等の提出が必要）

6 提出及び問い合わせ先

中央・城北職業能力開発センター赤羽校 庶務担当

〒115-0056 東京都北区西が丘3-7-8 Tel03-3909-8333